

事務事業評価シート

(平成 25 年度実施事業)

| | | | | | |
|-------|--|------|-------|-------|------------|
| 事務事業名 | 農地・水保全管理支払交付金事業（環境保全型農業） | | | 事業コード | 2083 |
| 所属コード | 141000 | 課等名 | 農政課 | 係名 | 農村整備係/農畜産係 |
| 課長名 | 佐々木 和則 | 担当者名 | 安齋/土井 | 内線番号 | 6042/6040 |
| 評価分類 | <input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理 | | | | |

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

| | | | | |
|-------|--|------------|----------|---|
| 総合計画 | 施策の柱 | 活力ある産業の振興 | コード | 5 |
| 体系 | 施策 | 活力ある農林業の振興 | コード | 1 |
| | 基本事業 | 生産基盤の整備 | コード | 2 |
| 予算費目名 | 一般会計 6 款 1 項 5 目 農地・水保全管理支払交付金事業（003-02） | | | |
| 特記事項 | 総合計画主要事業 | | | |
| 事業期間 | <input type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 単年度繰返 <input checked="" type="checkbox"/> 期間限定複数年度 | 開始年度 | 平成 23 年度 | |
| 根拠法令等 | 食料・農業・農村基本計画 我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画 農地・水保全管理支払交付金実施要綱（国） 環境保全型農業直接支援対策実施要領（国） 環境保全型農業直接支援対策交付金交付要綱（国） 岩手県環境保全型農業直接支援対策交付金交付要領（県） 市総合計画主要事業（農地水保全管理支払交付金事業） | | | |

(2) 事務事業の概要

農地・農業用水等の資源は、地域共同の活動により保全管理されてきたが、近年における農村の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難となっている状況にある。加えて、農地周りの農業用排水路等施設の老朽化への対応や集落機能の維持向上の観点から、地域主体の保全管理の取組を強化することが重要となっている。

このことから、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動や農地周りの農業用排水路等施設の長寿命化のための取組に対し、農地・水保全管理支払交付金を交付することで支援を行うもの。交付金の負担割合は国 1/2、県 1/4、市 1/4 で、地域の農地面積に応じて交付する。

近年、農業分野において地球温暖化防止、生物多様性保全等への貢献が重要な課題となっている。同時に持続可能な農業生産を支えるため、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対して、交付金を交付することにより支援を行う。交付金の負担割合は国 1/2、県 1/4、市 1/4 で、取り組み内容及び面積に応じて交付される。なお、交付は国と地方自治体（県と市町村分を合算）それぞれから交付される。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

経営安定対策等大綱に基づき、平成 19 年度から「農地・水・環境保全向上対策支援事業」の制度が創設され、市でも平成 19 年度から平成 23 年度まで対策に取り組んできた。

平成 23 年 10 月に策定された「我が国の食と農林業の再生のための基本方針・行動計画」において、「農地・農業用水等の資源や土地改良施設の保全管理・整備について見直し、施設の長寿命化を図る。」とされたことに伴い、平成 19 年度から実施してきた「農地・水・環境保全向上対策」を見直し、地域に根ざした活動組織を核とした、地域主体の保全管理等取り組みの強化拡大を図るため、「農地・水保全管理支払」として制度が拡充された。市においても前対策からの継続事業として、平成 24 年度から、各活動組織と協定を締結し、対策に取り組んでいる。

地域の共同活動により農地や農業用水等の資源を保全する「農地・水・環境保全向上対策支援事業（平成 19 年度導入）」から分離する形で、平成 23 年度から開始された。これは、共同活動を実施しているか否かに関わらず、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対して直接支援を実施するためである。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

「農地・水保全管理支払」では、現在の活動組織は前対策から継続して取り組んでいるため、活動組織を主体とした地域の共同活動が定着している状況である。また、ほとんどの組織が施設の長寿命化対策に取り組んでおり、水路等施設の維持補修を地域の判断で迅速に実施できる等、地域主体の保全管理の取組が強化されつつある。

本事業は平成 26 年度から多面的機能支払に移行することとなっている。活動の内容等について大きな改正は無いが、従来の共同活動部分を農地維持支払及び資源向上支払（共同活動）に分離し、交付単価も従来制度よりも高く設定されている。

「環境保全型農業直接支払」では、初年度の平成 23 年度と比較して、説明会等の周知を行ったことにより、取り組みを行う農業者等は徐々に増えており、取り組みに対する認識は広まりつつある。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象（誰が、何が対象か）

「農地・水保全管理支払」では、盛岡市域における農業者及び非農業者が混住する農村地域

「環境保全型農業直接支払」では、主作物について販売を目的として生産を行う「農業者」、共同販売経理を行う集落営農及び「農業者グループ」が支援対象となる。ただし、エコファーマーの認定を受け、「農業環境規範に基づく点検（通称「GAP」）を行っていること。

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

| 指標項目 | 単位 | 23 年度 実績 | 24 年度 実績 | 25 年度 計画 | 25 年度 実績 | 26 年度 見込み |
|-----------------------|----|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| A 事業採択地区数(農地・水保全管理支払) | 地区 | 19 | 14 | 16 | 15 | 16 |
| B 協定農用地面積(農地・水保全管理支払) | a | 215,998 | 205,641 | 245,951 | 234,855 | 245,540 |
| C 取組面積(環境保全型農業直接支払) | a | 77,952 | 12,651 | 22,798 | 20,669 | 24,509 |

(3) 25 年度に実施した主な活動・手順

「農地・水保全管理支払」では、共同活動支援について、14 組織に交付金を交付し、農地・農業用水等の資源の保全管理やその一環として行う農村環境の保全活動を支援した。

向上活動支援については、13 組織に交付金を交付し、農地周りの農業用排水路等の施設の長寿命化のための取組を支援した。

「環境保全型農業直接支払」では、カバークロップ（緑肥の作付け）や果樹の草生栽培等を行った生産者等に交付金を交付し、活動を支援した。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

| 指標項目 | 単位 | 23年度 実績 | 24年度 実績 | 25年度 計画 | 25年度 実績 | 26年度 目標値 |
|-----------------------|----|------------|------------|------------|------------|-------------|
| A 事業採択地区数(農地・水保全管理支払) | 地区 | 19 | 14 | 16 | 15 | 16 |
| B 協定農用地面積(農地・水保全管理支払) | a | 215,998 | 205,641 | 245,951 | 234,855 | 245,540 |
| C 対象人数(環境保全型農業直接支払) | 人 | 1 | 12 | 19 | 19 | 21 |

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

「農地・水保全管理支払」・・・非農家も含めた地域主体の保全管理体制の構築及び強化
 「環境保全型農業直接支払」・・・環境保全に効果のある農業に取り組む生産者等を増加させる。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

| 指標項目 | 性格 | 単位 | 23年度 実績 | 24年度 実績 | 25年度 計画 | 25年度 実績 | 26年度 目標値 |
|---------------------------------------|---------------------|----|------------|------------|------------|------------|-------------|
| A 事業採択地区の増減数 (事業採択地区数－前年度事業採択地区数) | ■上げる □下げる □維持 | 地区 | 0 | -5 | 2 | 1 | 2 |
| B 協定農用地面積の増減率 (協定農用地面積/前年度協定農用地面積) | ■上げる □下げる □維持 | % | 99.6 | 95.2 | 119.6 | 114.2 | 119.4 |
| C 対象面積の前年比 | ■上げる □下げる □維持 | % | — | 702 | 108 | 163 | 118 |

(7) 事業費

| 項目 | 財源内訳 | 単位 | 23年度実績 | 24年度実績 | 25年度計画 | 25年度実績 |
|-----|------------------|----|--------|--------|--------|--------|
| 事業費 | ①国 | 千円 | 961 | 713 | 796 | 583 |
| | ②県 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ③地方債 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ④一般財源 | 千円 | 26,344 | 29,205 | 34,276 | 36,708 |
| | ⑤その他() | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | A 小計 ①～⑤ | 千円 | 27,305 | 29,918 | 35,072 | 37,291 |
| 人件費 | ⑥延べ業務時間数 | 時間 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 |
| | B 職員人件費 ⑥×4,000円 | 千円 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 |
| 計 | トータルコスト A+B | 千円 | 37,305 | 39,918 | 43,072 | 45,291 |
| 備考 | | | | | | |

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

地域共同による農地・農業用水等の資源と農村環境の保全活動及び農業用排水路等施設の長寿命化のための取組の促進は、食料の安定供給のみならず、自然環境の保全、良好な景観の形成等、農業が有する多面的機能の適切かつ十分な発揮につながる。

また、環境保全型農業の促進は、食料の安定供給のみならず、自然環境の保全、良好な景観の形成等、農業が有する多面的機能の適切かつ十分な発揮につながる。

② 市の関与の妥当性

交付金は、国 1/2，県 1/4，市 1/4 の割合で負担し、活動組織または農業者等に交付するものである。市の役割として活動に対する指導・助言及び実施状況の確認を行うこととなっている。また、「農地・水保全管理支払」においては、事業導入にあたり、市と活動組織で協定を締結することとなっており、妥当である。

③ 対象の妥当性

農地・水保全管理支払事業の対象は農業振興地域内の農地であり、交付金は農振農用地の面積により算定されている。本事業は混住化等に伴い集落機能が低下した農村地域における地域共同による保全管理体制の構築・強化を目的としており、対象として妥当である。

環境保全型農業直接支払交付金は、国の実施要領等に定められている取り組みを行う生産者等に対して交付金を交付するものであるため妥当である。

④ 廃止・休止の影響

地域共同による農地・農業用水等の資源と農村環境の保全活動及び農業用排水路等施設の長寿命化の推進が図られず、資源の適切な保全管理が困難となる。また、環境保全型農業に取り組む生産者が減少することが想定され、そのことにより営農活動の多面的機能である二酸化炭素の削減などが低下する恐れが考えられる。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

農地・水保全管理支払事業に、現在取組んでいない地域もあるため、新規採択による地区数及び協定農用地面積が増加する余地がある。また、環境保全型農業直接支払制度の周知が広まりつつあり、新規に取り組む生産者等が増加する余地がある。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

農地・農業用水等の資源と農村環境の保全活動については特定の受益者はいないが、農業用排水路等の施設の長寿命化対策については、施設の利用者（活動組織構成員のうちの農業者）が受益者となる。長寿命化対策において受益者は、活動に係る事務処理作業等を担っており、制度上、これを受益者負担としている。

環境保全型農業直接支払事業の支援取組を行う農業者等が直接の受益者であるが、本取組による営農活動は環境保全に結びつくことから、交付対象者だけが受益者とならないため公平である。

(4) 効率性評価

活動組織の規約や活動計画の変更に係る採択変更、活動状況の確認等の事務処理に加え、活

動組織に対する指導・助言を継続的に実施するため、人件費を削減することは出来ない。
また、類似の事業がないため、事業間連携による効率性向上も見込めない。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

国が定める要綱・要領に基づき実施される事業であり、事業自体について市による改革改善の余地はない。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

本事業は平成 26 年度から多面的機能支払制度に移行するが、交付単価が従来制度よりも高く設定されているため、交付金の市負担分に係る予算確保が一層厳しくなることが予想されるが、地方財政措置（普通交付税及び特別交付税）による負担軽減が図られている。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

当該事業は共同作業による農地及び農業用水等の保全管理や施設の長寿命化を図る上でも重要である。また、地球温暖化防止、生物多様性保全等に対する貢献が重要であり、課題となっている。同時に持続可能な農業生産を支えるため、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対して、交付金を交付することにより支援を行うことが引続き必要であることから継続する。